

神勞発基 0824 第 1 号  
令和 2 年 8 月 2 4 日

(公社) 神奈川労働安全衛生協会  
会長 殿

神奈川労働局長  
(公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等及び金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の施行について

労働衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度金属アーク溶接等作業に伴い発生する溶接ヒューム及び塩基性マンガン化合物が第二類特定化学物質に指定されることとなり、関係政省令が一部の規定を除き、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとされました。その改正の趣旨、内容等については、別添のとおりなので、御承知の上、会員事業場に周知を図っていただきたく御願ひ申し上げます。

また、金属アーク溶接等作業を常時行っている事業場においては、特定化学物質及び四アルキル鉛作業主任者技能講習を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任することが令和 4 年 4 月 1 日から義務化されるので、併せて周知を図っていただきたく御願ひ申し上げます。